

谷垣禎一法務大臣に 死刑の執行をしないよう求めるアピール

2月21日、谷垣禎一法務大臣は、3人の死刑を執行しました。死刑は、人権の根幹である生きる権利を奪う、残虐で非人道的かつ人間の尊厳を傷つける刑罰です。私たちは、今回の死刑執行に強く抗議し、すべての人の人権を保障する観点から、いかなる理由があろうとも無条件に死刑に反対します。

谷垣法相は、執行直後の記者会見で「死刑は極めて大きな内政上の問題。治安維持や国民感情という観点をしっかり考えるべきだ」との考えを示したと報道されています。この発言は、日本が国連憲章と国際人権基準に基づき負っている人権保障の国際的な義務を無視し、国際社会の声に背を向けるものです。

そもそも日本政府は、「各国の人権状況は国際社会の正当な関心事項であって、かかる関心は内政干渉と捉えるべきではない」との姿勢を示しています(注1)。また、日本政府は、人権理事国の理事国として「締結した主要人権条約を誠実に実施していく」ことを国際社会に誓約しています(注2)。

死刑制度は、「内政上の問題」ではなく、国際的な人権基準に反する非人道的な制度です。国連総会において、世界各国に死刑廃止を視野に入れて死刑執行停止を求める決議が繰り返し採択されていることや、国連の複数の人権機関が日本政府に何度も死刑の執行停止を勧告していることは、そのことをはっきりと示しています。

また、上記の国連決議で、「死刑の抑止的効果について決定的な証拠はない」と明確に指摘されているように、死刑が他の刑罰よりさらに効果的に犯罪を抑止するという確実な証拠がみつかったことは一度もありません。日本政府の、治安維持を名目に死刑制度にしがみつかる姿勢もまた、国際社会からの声に背を向けるものです。

さらに、死刑は、誤判により執行されると取り返しのつかない刑罰です。近年、日本では、足利事件や布川事件、ゴビンダ事件など、相次いで冤罪事件が明らかになり、代用監獄や捜査取調べ中の自白強要など、日本の刑事司法における人権侵害が多数報告されています。死刑事件についても、1980年代に4人の再審が決定され、その審理の結果、それまでの死刑判決から一転して無罪が確定しました。それ以後も、袴田事件や名張事件、飯塚事件など再審請求が相次いでいますが、一度も認められていません(添付資料参照)。

さらに、日本で行われている死刑制度、ならびに刑事司法には、国際人権基準から見て以下のような多くの問題点を含んでいます。

- ・逮捕から起訴まで長期にわたり取調べ機関の管理下で身体拘束されること(代用監獄)
- ・取り調べが可視化されていないこと
- ・警察および検察が所有する証拠が全面的に弁護士に開示されていないこと
- ・弁護士との接見が制限されていること
- ・裁判員裁判において、死刑求刑事件の判決が単純多数決(特別多数でもなく)で決まること
- ・死刑判決に対する上訴が義務づけられる「必要的上訴制度」がないため、十分な審理を経ないまま、死刑判決が確定していること

- ・死刑確定者の処遇、死刑執行に至る過程、死刑執行の実際など、死刑制度に関わる情報の多くが秘密にされていること
- ・死刑確定者との接見交通権が十分に保障されていないこと
- ・再審請求するために証拠にアクセスする権利が保障されていないこと
- ・死刑が執行直前に知らされることで、死刑確定者が生きる権利のための防御権を行使できないこと
- ・深刻な精神障がいを持つ死刑確定者に対し、死刑執行が行われていること

こうした様々な問題を含んでいる日本の刑事司法制度の上で、死刑判決がなされ、執行が行われていることが日本では十分に理解されていません。2月21日の死刑執行でも、控訴や上告を自ら取り下げた人や、再審請求の準備をしていた人が執行されています。

政府が行う世論調査によれば、死刑制度を容認する世論が85%とされています。この世論を背景にして、谷垣法相は今後も死刑執行を行う旨の発言をし、死刑執行の急増が懸念されています。しかし、2008年に国連の自由権規約委員会が、「世論調査の結果にかかわらず、死刑の廃止を前向きに検討し、必要に応じて、国民に対し死刑廃止が望ましいことを知らせるべきである」と勧告を行っているように、日本政府は、「世論」を理由に、国際的な人権基準を遵守する義務を免れることはできません。

日本政府は、人権に関する自らの誓約を誠実に遵守し、死刑制度について「内政上の問題」と強弁するのではなく、国際的な人権問題として正面から向き合うべきです。現在、死刑執行国は20か国程度まで減少し、世界の7割の国ぐにが死刑を廃止しています。日本は国際社会の取り組みに学び、犯罪に対して、死刑を用いるのではなく、刑事司法制度の見直しや犯罪被害者支援、貧困や差別問題に取り組む社会政策によって対応すべきです。

私たちは、日本政府に対し、ただちに死刑執行を正式に停止し、死刑廃止に向けた全社会的な議論の場を設置するよう強く要請します。

また、世界各国に対し、国際的な人権基準を無視して死刑制度を維持しようとしている日本政府の姿勢について、国際社会として懸念の意思を表明し、日本政府に死刑執行の停止を強く迫るよう要請します。

2013年3月15日

死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム90
 公益社団法人 アムネスティ・インターナショナル日本
 NPO法人 監獄人権センター

注1：外務省「人権外交」 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken.html>

注2：外務省「世界の人権保護促進への日本の貢献（骨子）」（2011年9月30日）

日本語：http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/koken.html

英語：<http://www.mofa.go.jp/policy/human/pledge1109.html>